

京都市職員給与条例の一部を改正する条例（平成22年11月30日京都市条例第3

5号）（行財政局人事部給与課）

諸般の状況により、職員の給与について、次の措置を講じることとしました。

1 期末手当の改定

平成22年12月以後に支給する期末手当の支給割合の限度を次のとおり改定します。

区 分		改 正 前	改 正 後
平成 22 年度	12月 支給分	100分の150（再任用職員及び京都市職員給与条例第3条第1項第9号の給料表の適用を受ける職員（以下「指定職職員」という。）にあつては100分の85、管理又は監督の地位にある職員で任命権者が定めるもの（以下「管理監督職員」という。）にあつては100分の130）	100分の135（再任用職員にあつては100分の80、指定職職員にあつては100分の75、管理監督職員にあつては100分の115）
平成 23 年度 以後	6月支 給分	100分の125（再任用職員及び指定職職員にあつては100分の65、管理監督職員にあつては100分の105）	100分の122.5（再任用職員にあつては100分の65、指定職職員にあつては100分の62.5、管理監督職員にあつては100分の102.5）
	12月 支給分	100分の150（再任用職員及び指定職職員にあつては100分の85、管理監督職員にあつては100分の130）	100分の137.5（再任用職員にあつては100分の80、指定職職員にあつては100分の77.5、管理監督職員にあつては100分の117.5）

2 勤勉手当の改定

平成22年12月以後に支給する勤勉手当の支給割合の限度を次のとおり改定します。

区 分		改 正 前	改 正 後
平成 22 年度	12月 支給分	100分の70(再任用職員に あつては100分の35,指定 職職員にあつては100分の 80,管理監督職員にあつては 100分の90)	100分の65(再任用職員に あつては100分の30,指定 職職員にあつては100分の 75,管理監督職員にあつては 100分の85)
平成 23 年度 以後	6月支 給分	100分の70(再任用職員に あつては100分の35,指定 職職員にあつては100分の 80,管理監督職員にあつては 100分の90)	100分の67.5(再任用職 員にあつては100分の32. 5,指定職職員にあつては10 0分の77.5,管理監督職員 にあつては100分の87. 5)
	12月 支給分		

3 給与からの控除制度の一部廃止

京都市健康保険組合の解散に伴い、同組合の貸付金の弁済金等を給与から控除することができる制度を廃止します。

上記1及び2の措置のうち平成22年12月に支給する期末手当及び勤勉手当の支給割合の限度に係る部分並びに上記3の措置は平成22年12月1日から、その他の措置は平成23年4月1日から実施することとしました。

京都市職員給与条例の一部を改正する条例を公布する。

平成22年11月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第35号

京都市職員給与条例の一部を改正する条例

第1条 京都市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第17条第2項第2号中「100分の150」を「100分の135」に、「及び」を「にあつては100分の80，」に、「100分の85」を「100分の75」に、「100分の130」を「100分の115」に改める。

第18条第2項第1号中「100分の70」を「100分の65」に、「100分の80」を「100分の75」に、「100分の90」を「100分の85」に改め、同項第2号中「100分の35」を「100分の30」に改める。

第23条の2各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第6号及び第7号を削り、同条第8号を同条第6号とする。

第2条 京都市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第17条第2項第1号中「100分の125」を「100分の122.5」に、「及び」を「にあつては100分の65，」に、「100分の65」を「100分の62.5」に、「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「100分の135」を「100分の137.5」に、「100分の75」を「100分の77.5」に、「100分の115」を「100分の117.5」に改める。

第18条第2項第1号中「100分の65」を「100分の67.5」に、「100分の75」を「100分の77.5」に、「100分の85」を「100分の87.5」に改め、同項第2号中「100分の30」を「100分の32.5」に

改める。

附 則

この条例中第1条の規定は平成22年12月1日から、第2条の規定は平成23年4月1日から施行する。

(行財政局人事部給与課)